

08年6月議会質問最終原稿

08年6月16日(月)日本共産党 小手川 恵

1、大分市における障害者雇用について

視察をした熊本市の取り組みを紹介しながら提案・質問をしたいと思います。まず、身体障害者の正規職員採用についてです。

熊本市では、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき「身体障害者を対象とする市職員の採用試験」をおこなっています。対象は障害者手帳を持っていること。自力による通勤ができ、かつ介護者なしに職務遂行ができることなどが受験資格となっています。教養試験・作文・面接の試験が行われ、平成17年度、18年度それぞれ2人、19年度は3人が採用されています。九州の県庁所在市で、熊本市のように、身体障害者を対象とする市職員の採用試験をおこなっているのは、他に福岡市、長崎市です。

大分市の身体障害者雇用の取り組みは、年齢制限の緩和だけであり、この5年間でみても障害者の採用はゼロ。採用時から障害をもっていた職員はわずか23人となっています。障害者雇用を推進させる立場から熊本市などと同じように、身体障害者を対象とする市職員採用試験の実施に踏み出すべきではありませんか、見解を求めます。

障害者雇用の2点目は知的・精神障害者の嘱託雇用についてです。

平成19年度厚生労働省は「チャレンジ雇用プラン」を策定しています。知的・精神障害者を1年以内の期間を単位として非常勤職員として雇用し1年～3年業務経験を踏まえて一般企業への就業を促すものです。

熊本市では平成19年度より知的障害者、精神障害者の嘱託職員としての採用を始めています。平成18年11月頃から、内部での協議、障害者職業センターなどへの相談、先進市視察、障害者団体への意見聴取などを行い、翌年2月にハローワークへの求人票提出をへて、1次試験、2次試験(10日間の職場実習)ののち4月2日より雇用を開始しています。受け入れ職場では、障害者職業センターより講師を派遣してもらい事前研修もおこなっています。

応募者・採用者は、

19年度—知的障害者：1人 精神障害者：3人 採用はそれぞれ1人ずつ。

20年度—知的障害者：2人 精神障害者：6人 採用は知的1人精神2人

雇用条件は、

労働時間：週30時間 時給：650円 雇用期間：1年

福岡市でも、同様の取り組みを行っていると聞いています。民間事業所でもなかなか進まない精神・知的障害者の雇用促進の上からも、また市職員自身が

知的障害者や精神障害者に対する理解を深める上からも嘱託雇用に足を踏み出してはどうか、見解を求めます。合わせて障害者の職場実習の場の提供についても関係者の意見を伺いながら検討してはどうか、質問をいたします。

2. 複合文化交流施設の建設計画に関連して

現在、市は、駅南に、敷地面積約 19,000 m²、公共部門だけで約 35,000 m²の複合文化交流施設建設にむけて、内容の検討を重ねているところです。この施設は民間の事業所と公共施設を含んだビルを P F I 的手法でつくるとしていません。予算規模は公共施設部門のみの建設費及び管理料金を合わせるだけでも約 250 億円のビックプロジェクトとなっています。このような大規模施設が必要なのか、市民要求や財政状況など多方面からの検討を重ね十分な時間をかけて、議論をしなければなりません。

まず、今後、市民の意見を聴取する機会をどのようなつくっていくのか聞いておきたいと思います。

さらに、民間部門は公共部門と同じくらいの広さを予定しているようですが、合わせると単純計算すれば約 500 億円もの事業が予想され、県内業者はおろか、全国でもスーパーゼネコンしか手を出せない事業計画ではないのか、見解を求めます。

次に、公共施設部分の方向性・計画について提言を交えながら見解を質したいと思います。

まず、保育所をこの施設に含めることについてですが、結論から言えば私は、会派への説明の時にも意見を述べましたが単独の保育所の建設をすべき立場にたっています。

就学前の子どもたちが 1 日の大半を過ごす保育所は安全性に配慮し子どもたちにとって最善の環境が担保されなければなりません。不特定多数の人々が常時出入りする複合文化交流施設の一角につくられる保育所では安全性の担保は非常に難しくなります。また、他施設との兼ね合いなどもあり、園庭が十分確保できるのかなど、子どもたちに最善の環境を保障することが無理になる可能性を多く含んでいます。

さらに、朝夕の子どもの送迎の時間と民間事業所への出勤時間の重なりによる交通事情などの不安もぬぐえません。

建て替えの時期にきている桜ヶ丘保育所の代わりの保育所と聞き及んでいます。単独の保育所の建て替えは出来ないのか見解を求めます。

市立図書館について、今回はハード面に限った質問といたします。

現在コンパルホールの一隅にある市民図書館はわずか 2 8 7 6 m²、手狭な図書

館として21年、推移してきました。九州県庁所在市の公立図書館としては最小です。今回、複合文化交流施設内に設置し、広さも倍以上にすると計画・方向性がだされています。そのことを、図書館に造詣が深い市民の方にお話したところ

「大分市は、また図書館を複合施設の一角につくるのですか？なぜ独立した図書館をつくらないのですか？」という厳しい言葉が返ってきました。

改めて図書館について学びなおしました。図書館法、平成13年に文部科学省から出された「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、そして日本図書館協会の「公立図書館の任務と目標」

これらのものさしで、大分の現在ある市民図書館を見たときに、もちろん日々運営に努力されている職員の姿勢は評価しつつも、前提となる施設整備の貧困さが浮き彫りになりました。文化を育むところにお金を惜しむ大分市の文化的に貧しい発想が垣間見えるのです。図書館をみればその自治体の文化度がわかるとも言われています。

先般私は長崎市立図書館に視察に行っていました

これまで、九州県庁所在市で一番小さな図書館だった(図書センター)長崎市は本年4月新しい市立図書館をオープンさせています。延べ床面積11,658㎡地下1階地上4階建て蔵書数32万冊となっています。PFI手法による建設運営であり、これには賛成できかねますが、やはり図書館に対する市の基本的姿勢が大分市と異なることを実感しています。

今回複合文化交流施設の一角につくられるのであれば、大分市はまた数十年間は独立した公立図書館をつくらないことになってしまいます。

独立した図書館の建設はできないのでしょうか。文化を育むところを充実する、ホンモノを整備していく姿勢が大分市にほしいのです。

今年に入り、複合文化交流施設に図書館を入れることを前提にあわてて、検討委員会をつくったやに聞いていますが、本来、中核市大分市の図書館はどうあるべきなのかについて、図書館を利用する方々、そして専門的立場からの意見など十分取り入れる機会が必要ではないでしょうか？

にぎわいを創出するために、図書館を複合文化交流施設に入れることを決めたと説明を受けました。これでは主役は図書館ではなくにぎわい創出でありそのための図書館整備となってしまいます。再検討が必要と考えますが3点について見解を求めます。

教育分野でいうのなら現在、大分市には、中高校生や青年が大人に気兼ねなく集う場所、つまり若者のための社会教育の場所がどこにもありません。複合文化交流施設に青少年センターの設置は望めないのでしょうか、見解を求めます。

さらに、地元の方々から、地元住民が気軽に使える低料金の集会室の整備を求める意見が寄せられていますが、方向性をお示してください。

3、公共施設の計画・設計について

ここ、数年間、大分市が建設したものをみますと、複合的な機能を持たせたものが多くなっています。特に支所を行政センターに建てかえることが多くそこに子どもルームや老人憩い室、図書室などの併設がパターン化されています。今後、大南支所、大在支所、坂ノ市支所の建て替えが予定されています。是非お願いしたいのは、子どもルームを1階に配置し、子どもたちに外遊びができるスペースを確保してほしいということです。鶴崎・植田行政センターはいずれも2階に配置されています。また、佐賀関行政センターは1階につくられませんが、せっかく広場があるのにスムーズに広場へ行けるつくりになっていません。子どもの発達に欠かせないのは水・土・太陽だと言われています。家庭で育つ子どもたちは外遊びをする機会がなかなかありません。安全な子どもルームでその機会をつくってほしいと思いますが考えをお聞かせ下さい。

また、すべての公共施設の設計段階でバリアフリーの観点からのチェックを障害福祉課、もしくは障害者自らができる機会を設けること。子どもにかかわる施設を併設する場合は、安全性や機能面からのアドバイスを保育士に求める機会などそれぞれの専門分野から設計の段階で意見を募ることできるシステムづくりが必要ではないでしょうか、見解を求めます。

4、保健、医療について

まず、特定健診についてです。40歳以上の住民に対し市の責任で行ってきた基本健診は、本年より40歳から74歳の各医療保険加入者に対する特定健診となりました。

自治体の基本健診は廃止され、国保加入者の特定健診費用は全額国保会計から、拠出することになり、国保会計に大きな影響を及ぼすことは否めません。国保会計に健診費用分を一般会計からの繰り入れを行い国保会計健全運用の一助とすべきではないでしょうか、まずお伺いいたします。

さて、いわゆるメタボ健診について、専門家たちから無意味な健診であるなど批判が起きています。特定健診・保健指導の内容について、詳しい説明は時間の関係で申し述べませんが、国は各保険者に「特定健診の実施率」、「特定保健指導の実施率」、「メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率」の目標値を示し、達成することを要求しています。達成率が低いとされた医療保険には後期高齢者医療制度に対する「支援金」の負担を上積みするというペナルティが課せられます。つまり、肥満の人を「健康づくりを怠った」と決め

付け、同じ保健に加入する全員に連帯責任を負わせ保険料値上げのペナルティを課す・・・公的医療保険の役割を変質させるものに他なりません。

もちろん、私は健診の徹底、病気予防の推進は当然と考えますし、わが党は、公的医療制度を真に持続可能とする改革案の一つとして「予防・公衆衛生や福祉施策に本腰をいれ、国民の健康づくりを推進する」ことを一貫して提唱してまいりました。しかし、健診の目的はあくまでも受診者の健康であり、国民に健康を保障する責任は国にあるというのが憲法25条の立場です。ペナルティを課すなど本末転倒です。健診本来の主旨をゆがめ新たに市民に負担増を押し付ける「特定健診・保健指導」は、見直し・撤回を国に要求すべきと考えますが見解を求めます。

すでに始まった特定健診は、保険証と健診受診票を持参しなければなりません。健診会場での混乱も予想されます。その予防・対応についてお聞かせ下さい。

また、特に小規模事業所にとって特定健診・保健指導は、大きな負担となることが予想されています。事業所の相談窓口の設置や制度の問題点などを把握し、国に意見をあげるなどの取り組みが必要と考えます。関係機関と協議・検討されることを要望いたします。

最後に、肺がんのCT検診の実施については要望いたします。

「大分市の福祉と保健」平成19年度版を見ますと、全国的にも大分市でも死亡原因のトップは悪性新生物ーがんとなっています。その中でもっとも多いのは肺がんによる死亡者です。肺がんは自覚症状がないため検診による発見が重要です。しかし、レントゲンなどで発見された場合、進行しており手遅れとなる可能性が高いのも事実です。

家族はだれも喫煙をしないし、毎年職場検診を受けていた奥様を50代前半でなくされた方は、もっと早く肺がんを発見できる検診制度はないのかと調査し、長野県医師会が肺がんのCT検診の取り組みを奨励していることを知ったそうです。私にもその取り組みを紹介した長野県医師会のパンフレットを頂きました。レントゲン検診より発見率は約10倍であることやCT検診で発見された肺がんは約90%が病期1期であるなど早期発見ができるというデータもありました。

がん検診の中に、肺がんのCT検診を創設していただきたいと提案、要望いたします。同時に、市職員、並びに教職員にも肺がんCT検診を実施するよう強く要望し、最初の質問を終わります。